

防犯外灯電灯料補助金交付取扱基準

(目的)

第1条 この基準は、自治会が維持管理している防犯外灯の電灯料に対し、財団法人四日市市まちづくり振興事業団がその一部を補助することにより、夜間における犯罪の発生を防止し、公共の安全を図ることを目的とする。

(補助対象)

第2条 補助対象の防犯外灯は、当該年度の6月までに設置されたものとする。

- 2 この補助金の交付対象経費の額は、自治会が自ら維持管理している防犯外灯の年間電灯料とする。
- 3 前項の年間電灯料の額は、算出の基準月を当該年度の6月とし、基準月の電灯料に12月を乗じて得た額とする。ただし、6月分の電灯料を証する書類が無いときは、5月あるいは4月の電灯料を証する書類をもって、6月分の電灯料とみなす。
- 4 6月分の電灯料に新設、撤去による日割り、停電等による割引がある場合は、減額前の電灯料に補正した額を基準月の電灯料とみなす。
- 5 従量電灯による契約の場合において、事情により、6月分の電灯料が著しく安価であった場合は、前後の月、例年の状況等を勘案のうえ、適正な電灯料に補正した額を基準月の電灯料とみなす。

(補助金の交付額)

第3条 この補助金の交付額は、年間電灯料の75%の額とする。ただし、その額に100円未満の端数が生じたときは、各自治会毎にこれを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第4条 この補助金の交付申請は、地区連合自治会単位で行うものとし、地区連合自治会の代表者(以下「申請者」という。)は防犯外灯電灯料補助金交付申請書(第2号様式)に次に掲げる書類を添えて財団法人まちづくり振興事業団理事長(以下「理事長」という。)に提出しなければならない。

- (1) 防犯外灯電灯料報告書(第5号様式)
- (2) 当該年度6月分電灯料の領収書の写し
- (3) 一灯当りの電灯料明細の判る書類の写し(請求明細書等 ただし、領収書で判る場合は不要)

(決定通知)

第5条 理事長は、前条の申請に基づき内容を確認し適正であると認めるときは、防犯外灯電灯料補助金交付決定通知書(第7号様式)により、申請者に通知するものとする。ただし、理事長は必要に応じ条件を付することができる。

(補助金の請求)

第6条 申請者は、前条の決定通知書を受け取ったときは、防犯外灯電灯料補助金請求書(第9号様式)を提出しなければならない。

(補助金の交付)

第7条 理事長は、前条の請求に基づき、速やかにその補助金を交付するものとする。

附 則

この基準は、制定の日から施行し、平成21年度分より適用する。